

## 通信傍受の合理化・効率化

### 第1 対象犯罪の拡大

#### 考えられる制度の概要

通信傍受の対象犯罪（通信傍受法別表に掲げる犯罪）に以下の罪を加えるものとする。

- (1) ① 刑法第199条(殺人)の罪及びその未遂罪
  - ② 刑法第220条(逮捕及び監禁)及び第221条(逮捕等致死傷)の罪
  - ③ 刑法第224条から第226条まで(未成年者略取及び誘拐, 営利目的等略取及び誘拐, 身の代金目的略取等, 所在国外移送目的略取及び誘拐)及び第226条の3から第228条まで(被略取者等所在国外移送, 被略取者引渡し等, 未遂罪)の罪
  - ④ 刑法第235条(窃盗), 第236条第1項(強盗)及び第240条(強盗致死傷)の罪並びにこれらの罪の未遂罪
  - ⑤ 刑法第246条第1項(詐欺)及び第249条第1項(恐喝)の罪並びにこれらの罪の未遂罪
- (2) その他重大な犯罪であって, 通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

#### 【検討課題】

##### ◎ 個々の罪種に関する追加の要否・可否

##### 〔検討の視点〕

- ・ 犯罪の重大性
- ・ 捜査手法としての通信傍受の必要性・有用性

##### (1) ア 殺人（制度概要(1)①関係）

イ 逮捕・監禁, 略取・誘拐（制度概要(1)②・③関係）

ウ 窃盗, 強盗, 詐欺, 恐喝（制度概要(1)④・⑤関係）

##### 【イ・ウ共通】

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否（対象犯罪に組織性の要件を付加するか, 通信傍受の有用性を損なわない形で組織性の要件を規定することが可能か, 具体的にどのようなものが考えられるか等）

##### (2) その他重大な犯罪であって, 通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの（制度概要(2)関係）

## ア 組織を背景とした犯罪

### ① 児童ポルノ関連犯罪

児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第4項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)  
・第5項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノ等の製造等)

### ② ヤミ金関連犯罪

- ・ 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第5条第2項(業として行う高金利)・第3項(業として行う著しい高金利)，第8条第1項(業として行う高金利の脱法行為)・第2項(業として行う著しい高金利の脱法行為)
- ・ 貸金業法第47条第2号(無登録営業)

### ③ 人身取引関連犯罪

- ・ 刑法第226条の2(人身売買)
- ・ 売春防止法第12条(売春をさせる業)

## イ 暴力団関連犯罪

### ① 一般国民が標的となり得る犯罪

- ・ 刑法第108条(現住建造物等放火)，第204条(傷害)，第205条(傷害致死)，第223条(強要)，第234条(威力業務妨害)，第260条(建造物等損壊及び同致死傷)，第261条(器物損壊)
- ・ 爆発物取締罰則第1条(爆発物の使用)
- ・ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第3条(火炎びんの製造等)

### ② 賭博関連犯罪

- ・ 刑法第186条(常習賭博及び賭博場開帳等凶利)
- ・ 競馬法第30条第1号(無資格競馬)
- ・ 自転車競技法第56条第1号(無資格自転車競走)
- ・ 小型自動車競走法第61条第1号(無資格小型自動車競走)
- ・ モーターボート競走法第65条第1号(無資格モーターボート競走)

### ③ マネー・ロンダリング関連犯罪

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項(犯罪収益等隠匿)，第11条(犯罪収益等收受)

## ウ テロ関連犯罪

- ・ 刑法第77条(内乱)，第81条(外患誘致)
- ・ 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条(航空機の強取等)
- ・ サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第1項(発散させ

る行為)

- 外国為替及び外国貿易法第69条の6第1項第2号(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可輸出)・第2項第2号(核兵器等の無許可輸出等), 第69条の7第1項第4号(無承認輸出)
- 関税法第111条第1項第1号(無許可輸出)

## エ その他

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条(不正アクセス行為)
- 刑法第168条の2(不正指令電磁的記録作成等)
- 出資法第8条第3項(第2条第1項違反。預り金)
- 金融商品取引法第197条の2第10号の4(無登録営業)

## 第2 立会い、封印等の手続の合理化

### 考えられる制度の概要

- 1 傍受の対象となる通信について、通信事業者の施設において暗号化した上で送信し、捜査機関の施設においてスポット傍受の機能を組み込んだ専用の装置で復号化することにより傍受を行うとともに、傍受をした通信については暗号化して記録する仕組みを、新たに採用するものとする。
- 2 1の場合には、通信事業者等による立会い及び封印を要しないものとし、また、記録媒体（原記録）の裁判官への提出については、傍受の実施終了時に一括して提出すれば足りるものとする。

### 【検討課題】

#### 1 新たな仕組み自体の適正担保方策の在り方

- 装置が適正に作動することを、誰がどのように担保するか（第三者による認証、仕様の公開・監査等）。
- その他の不正の余地を最小化する技術的な措置

#### 2 新たな仕組みにおける通信の暗号化・復号化の具体的な手続・方法

##### (1) 鍵の生成（生成装置の操作等）

###### A案

裁判所が行うものとする。

###### B案

通信事業者が行うものとする。

###### C案

捜査機関が行うものとする。その際、裁判所の職員（C－1案）又は通信事業者の職員（C－2案）を立ち合わせるものとする。

##### (2) 送信装置への鍵の入力

###### A案

通信事業者が行うものとする。

###### B案

捜査機関が、通信事業者の職員の立会いの下で行うものとする。

##### (3) 鍵の生成装置の管理

###### A案

裁判所が行うものとする。

###### B案

通信事業者が行うものとする。

**C案**

捜査機関が行うものとする。

### **3 裁判官に対する原記録の提出**

- 新たな仕組みの下でも遅滞なき提出を必要とするか。

### 第3 該当性判断のための傍受の合理化

#### 考えられる制度の概要

- 1 該当性判断のための傍受の方法として、全ての通信を一旦記録しておき、事後的にスポット傍受の例による必要最小限度の聴取を行う仕組みを新たに採用するものとする。
- 2 1の仕組みにより傍受を行う場合には、次のいずれかによるものとする。
  - (1) 「第2」の新たな仕組みにより、捜査機関の施設において記録・聴取を行う。この場合、通信事業者の立会い・封印は要しない。
  - (2) 現行制度と同じく、通信事業者の施設において記録・聴取を行う。この場合、記録開始時及び聴取の際に通信事業者の立会いを要するものとし、記録中はその場所への捜査機関の立入りを認めないこととするとともに、立会人による封印を必要とする。

## 会話傍受

### 考えられる制度の概要

- 1 ①から③までの各場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。
  - ① 振り込め詐欺の拠点となっている事務所等
  - ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
  - ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物
- 2 対象犯罪は、1①については詐欺・恐喝、1②については対立抗争等に関連して犯される殺人、銃器関連犯罪等、1③については薬物関連犯罪・銃器関連犯罪とするものとする。
- 3 対象犯罪が犯されたことを疑うに足りる十分な理由、他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であることを令状発付の要件とするものとする。
- 4 傍受機器の設置又は取り外しのため1①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入るには、令状発付の際、裁判官の許可を受けなければならないものとする。

### 【検討課題】

#### 1 権利制約を最小限にするための制度の在り方

- 補充性に加えて、緊急性も要件とするか。
- 最小化（スポット傍受）の方法又はこれに代わる方策を必要とするか、具体的にどのように行うのか。
- 傍受ができる期間をどの程度とするか。

#### 2 傍受の実施の適正を担保するための方策

- 立会い、封印等を必要とするか、技術的手段により代替し得るか。
- 令状提示を必要とするか、誰に対して行うか。
- 傍受ができる期間・時間の遵守をどのように担保するか、技術的手段により担保し得るか。
- 傍受の対象場所に傍受機器が設置されること（他の場所に設置されないこと）をどのように担保するか、技術的手段により担保し得るか。
- 傍受の対象場所の管理者等に対する事後通知を必要とするか。